

告 示

埼玉県告示第四百十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十七条第一項に規定する指定試験機関を指定したので、同法第二十七条の十五第一号の規定により公示する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - 一 一般財団法人日本准看護師推進センター
東京都文京区本駒込二丁目二十八番十六号
- 二 指定試験機関が行う試験事務の範囲
 - イ 試験問題の作成
 - ロ 答案の採点
 - ハ その他試験実施に関する必要な事務
- 三 指定試験機関に試験事務を行わせることとした日

令和二年四月一日